

林野庁補助事業
(木造住宅等地域材利用拡大事業)



発行：
一般社団法人
全国木材組合連合会

実費頒布価格 700円(税込)

(本書は、林野庁補助事業により作成したものが
好評より絶版となったため実費頒布するものです。)



新 木材と住宅の トラブル回避

～木材業者・工務店が最低限
知っておきたい法律知識～

著：弁護士 秋野 卓生



発行：
一般社団法人
全国木材組合連合会

はじめに

住宅業界における紛争は、大きく2つの紛争に分かれる。

ひとつは、消費者（エンドユーザー）と住宅供給業者（工務店など）との間の紛争であり、欠陥住宅紛争や請負代金回収紛争がこれである。

もう一つは、建材業者と住宅供給業者（工務店など）といった業者間における紛争である。

消費者対業者における紛争は、消費者救済の側面も持っており、消費者も生活をかけて真剣な争いが繰り広げられる。

他方で、業者間紛争というのは、業者間の力関係により、公平の見地とは異なる解決に至るケースも多い。

「今回は、損をかぶってくれ。別に次の取引で取り返したら良いではないか」と川上の業者を泣かせる工務店もいる。

さらには、少しのプレカットミスなどに対して、ゆすり、たかりをする大工もいる。

「工務店には黙っておくから、5万円をよこせ」と平気で言う者もいるのである。

このようなゆすり、たかりが日常化しているから、何が正義だか、何が法律なのかが分からなくなっている業者が実に多い。

特に木材業界はそうだ。

木が割れたとか節が多いといちやもんをつける工務店に対し、「はい。すいません。」と材木全ての取り替えに応じる材木屋もいる。

どうしてそんな不当要求に応じるのか、と言えば、「それが今までのやり方だから」という回答である。

木は割れて当然、節があって当たり前である。

このあたりの理解は材木屋にはあるのだが、いかんせん、「取り替えろ」「賠償せよ」といった法律的要求に対してどのように対応

して良いか、知識がない人が多い。

本書では、木材業者が最低限知っておきたい判例を紹介させていただき、木の持つ性質について裁判所がどのような考え方でいるか、という視点から紹介をさせていただきたい。

そして、同視点を理解していただく事により、この業界における紛争が常識化され、常識に照らし、適切な解決が図られていくことを期待してやまない。

弁護士 秋野卓生

はじめに

住宅業界における紛争は、大きく2つの紛争に分かれる。

ひとつは、消費者（エンドユーザー）と住宅供給業者（工務店など）との間の紛争であり、欠陥住宅紛争や請負代金回収紛争がこれである。

もう一つは、建材業者と住宅供給業者（工務店など）といった業者間における紛争である。

消費者対業者における紛争は、消費者救済の側面も持っており、消費者も生活をかけて真剣な争いが繰り広げられる。

他方で、業者間紛争というのは、業者間の力関係により、公平の見地とは異なる解決に至るケースも多い。

「今回は、損をかぶってくれ。別に次の取引で取り返したら良いではないか」と川上の業者を泣かせる工務店もいる。

さらには、少しのプレカットミスなどに対して、ゆすり、たかりをする大工もいる。

「工務店には黙っておくから、5万円をよこせ」と平気で言う者もいるのである。

このようなゆすり、たかりが日常化しているから、何が正義だか、何が法律なのかが分からなくなっている業者が実に多い。

特に木材業界はそうだ。

木が割れたとか節が多いといちゃもんをつける工務店に対し、「はい。すいません。」と材木全ての取り替えに応じる材木屋もいる。

どうしてそんな不当要求に応じるのか、と言えば、「それが今までのやり方だから」という回答である。

木は割れて当然、節があって当たり前である。

このあたりの理解は材木屋にはあるのだが、いかんせん、「取り替えろ」「賠償せよ」といった法律的要求に対してどのように対応

して良いか、知識がない人が多い。

本書では、木材業者が最低限知っておきたい判例を紹介させていただき、木の持つ性質について裁判所がどのような考え方でいるか、という視点から紹介をさせていただきたい。

そして、同視点を理解していただく事により、この業界における紛争が常識化され、常識に照らし、適切な解決が図られていくことを期待してやまない。

弁護士 秋野卓生

目次

第1章 瑕疵とは

1 民法改正	10
2 木が割れたら瑕疵なのか?	11
3 まずは瑕疵にあたるかを検討する	11
4 構造計算上OKでも救済されない	12
5 品確法上の瑕疵担保責任	13
6 構造等に関わらない契約内容に反する瑕疵	14
7 通常有すべき性能を欠く瑕疵	14
8 売買契約における瑕疵担保責任の法的性質	14
9 売買契約における瑕疵担保責任の内容	15
10 具体例	15
11 損害賠償の範囲	16

第2章 木材の産地偽装と法的責任

1 浮き彫りになる産地の偽装表示	18
2 木材業界での産地偽装	18
3 木材の産地偽装における法的責任	19
①民法／②刑法／③不正競争防止法／④消費者契約法／	
⑤不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)／	
⑥特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法)	
4 木質バイオマスと木材の由来の表示	26
(1) 木質バイオマスとは	
(2) 木質バイオマス発電と電力買取制度	

第3章 こんなクレーム、トラブルに気をつけよう

1 「寸法不足」は瑕疵に?	30
加工度や含水率による違い／寸法の変化に対応／	
筋交い材の寸法違い／図面上の表記を優先	
2 土台に注文と違った木を使用	35

3 木材の割れが原因のクレーム、トラブル	36
含水率の意味を知ってもらう／割れずとも、収縮に注意	
4 集成材はどうだろう	38
5 未乾燥材を仕入れたがるのは	39
6 設計者のこだわりとは	39
商法上の検査・通知義務	
7 建具への影響も瑕疵とされた	42
8 竹材から虫が出た	43
シナベニヤから虫が発生／プレカット材の欠陥	
9 古材の場合の瑕疵	44
10 カビや樹脂、色のクレームはどう処理する	45
在庫管理状況が悪くてカビてしまう／樹脂(アク)取りしたら	
白い跡が残った／ムリな色の補修はしないほうがよい／	
色の印象は環境によって違う	
11 並行する横架材で継手と同じ位置に来たら瑕疵?	48
12 構造計算でトラブル	49
裁判所の判断	
13 木造住宅の揺れは瑕疵ではない	52
14 プレカット工場からの法律相談・回答 Q&A 集	53

第4章 木は割れたら瑕疵なのか

東京地裁平成20年3月21日判決、東京高裁平成20年7月31日判決の検討

事案の概要	62
争点① 建物からの異常音及び揺れ、本件木材の瑕疵、 債務不履行について	63
争点② 構造材の割れ、曲がり、捻れ、被控訴人の行為に起因する瑕疵、 債務不履行	66
争点③ ネジの弛み 材木屋に説明義務違反があるか	68
争点④ 天井・軒のズレ判例 建築主への説明義務	71
訴訟提起から4年もたつてようやく高裁判決が言い渡された	73

第5章 木材の瑕疵はこんなにも多岐にわたる

東京高裁平成16年2月26日判決の検討

争点① 契約内容より安価な木材の使用	76
争点② 建具の建て付け不良	77
争点③ 玄関かまちの傷及び台幅木と その上部の壁の仕上げの不揃い	79
争点④ 床フローリングの傷	80
争点⑤ 引き戸と壁の寸法の誤差	81
争点⑥ 床フローリングのきしみ	81
争点⑦ 床の不陸	82
争点⑧ ドアの建て付け不良	83
争点⑨ 床フローリングの変色	84
争点⑩ 引き戸の建て付け不良	85
争点⑪ 床柱下部の傷	86
争点⑫ 土台と柱の接合不良	87
争点⑬ 床たわみ量の安全値超過	90
争点⑭ 鴨居の変形	92
争点⑮ 玄関引き戸と玄関入口上部との隙間	93
争点⑯ 外壁の垂直精度	94
争点⑰ 契約と異なる模造柱の使用	95
争点⑱ 屋根裏施工の手抜き工事	96
争点⑲ 2階梁の瑕疵	100
小括	105

第1章

瑕疵とは

1 民法改正

(1) 今般、約120年ぶりに民法の債権法分野が大きく改正されることとなった。

この改正により、売買契約における瑕疵担保責任についても改正がなされ、これまで用いられていた「瑕疵」という表現が「契約の内容に適合しないもの」(契約不適合)との表現に変更されることとなった。

これは、瑕疵という表現が法律専門家でない者にとってなじみの薄い言葉である上、裁判実務において、物理的な欠陥のみならず、いわゆる環境的・心理的瑕疵も「瑕疵」に含める解釈がされるなど、現行の実務における「瑕疵」の用語法は、国民一般から見て分かりにくいとの指摘がなされていたことをふまえたものである。

もっとも、「瑕疵」が「契約不適合」に変わること、瑕疵担保責任の概念自体が大きく変わることはなく、この点では、実務上大きな影響はないと考えられる。したがって、本書においても、「瑕疵」、「瑕疵担保責任」といった表現については従来どおり使用する。

(2) 上記に対し、今回の民法改正では、瑕疵担保責任の「効果」については大きく変わる事となった。

すなわち、改正前民法においては、売買契約における瑕疵担保責任(民法570条)は、売買契約の解除と損害賠償を定めるのみであり、あとは一定の場合(一部他人物売買、数量指示売買)において代金の減額請求が認められているだけであった。

しかし、今回の民法改正においては、目的物が契約の内容に適合しない場合に、契約の解除・損害賠償請求のほか、不適合の内容に応じて、修補、代替物・不足分の引渡し、代金減額の請求がそれぞれ認められることとなった。

(3) また、瑕疵担保責任の追及にあたり、「隠れた」瑕疵であること

は要件とはされなくなった。ここで、「隠れた」とは、買主が瑕疵の存在について知らず、知らないことについて過失がないことを意味する。過失がある場合にその買主が保護されないというのは、買主に酷であるとの考えから、今回の民法改正では「隠れた」要件は削除された。

この点は、今後の取引実務にも影響を及ぼす可能性がある。

(4) 改正民法では、以上のような売買における契約不適合の規定が、請負における改正前民法の瑕疵担保責任においても準用されることとなった。

したがって、売買における契約不適合の考え方は、請負においても妥当することとなる。

2 木が割れたら瑕疵なのか？

このような論点の裁判を4年以上かけて材木業者の代理人として闘ったことがある。

材木業を営む皆様方は、「木が割れるのは普通のこと」という。

しかし、この裁判は、消費者から訴えられたのではない。業者(工務店)から訴えられたのだ。

いわば、木材と住宅の専門家同士の紛争だ。

裁判官も「どちらの専門家の見解が正しいのか」と判断に慎重になる。

この裁判官が判断を下すアプローチこそ、法律解釈だ。

3 まずは瑕疵にあたるかを検討する

木材業者は、木材を工務店に販売する。これは、契約形態で言えば、「売買契約」である。

売買における瑕疵とは、「客観的性質・性能が欠如している場合」や「契約上予定した性能を欠いている場合」と言われており、判例もこのような場合に瑕疵の存在を認めている（新版注釈民法（14）347頁以下）。民法改正後に、契約不適合との表現となっても、この理解は妥当するものと考えられる。

特に、「契約上予定した性能を欠いている場合」にも瑕疵に該当するという点については、木材業者の皆様には注意していただきたい。

たとえば、設計事務所から来た仕様書に、木材のヤング係数やせん断係数が記載されていた場合には、当該係数に合致した木材を納品しなければ瑕疵になる可能性が高い。

この強度の指示を見落としてしまい、後から大トラブルになってしまったという類の法律相談は実に多い。

4 構造計算上 OK でも救済されない

最高裁平成15年10月10日判決という住宅業界にとって、とても重い判決がある。

同判決は、構造計算上の要求水準は満たしているが、約定より細い鉄骨柱を使用した事案において、約定違反を理由として瑕疵を認定している（最高裁平成15年（受）第377号（平成15年10月10日）判決）。

120mmの柱を納品することが契約内容であったにもかかわらず、105mmの木材を納めてしまったとしよう。

工務店がこの事実気がついたときには、既に上棟し、屋根も葺かれていたとする。

今更、建物を解体する必要があるのか？と疑問に思い、105mmの木材であることを前提に構造計算をしてみたら、OKが出た。

構造計算上 OK なのだから瑕疵はないと主張したいところだろう。

しかし、最高裁の判決によると、120mmの柱を納品することが特に約定され、これが契約の重要な内容になっていたといえる場合にはこれは瑕疵となる。そして、民法改正により、瑕疵は契約不適合となるため、この判決の考え方が明文化されるものと言ってよいだろう。

したがって、工務店が施主に対し、「うちは、4寸の柱を標準仕様として使っています」というアピールをしており、この事実を木材業者も知っているような場合には、重要な契約内容に違反する施工となり瑕疵にあたる。

逃げることはできない。

5 品確法上の瑕疵担保責任

平成12年4月1日以降に締結された請負契約により新築される住宅の構造等に関わる瑕疵の場合には、品確法が適用され（品確法附則2条2項）、請負人は目的物の引き渡しから10年間瑕疵担保責任を負う（品確法94条。なお、売買の場合について同法95条）。

品確法によれば、住宅の構造耐力上主要な部分及び又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものに関わる瑕疵の場合、住宅取得者としては、図面設計図書等と現物完成した仕事の目的物との差異齟齬を主張・立証し、これに対して住宅供給者の側で、その部分の瑕疵が「構造耐力に影響を及ぼさないこと」を立証できない限り、住宅取得者に有利な判断がなされることになる。

すなわち、それらの瑕疵が「構造耐力上主要な部分」の瑕疵であることを住宅取得者側で立証すれば、住宅供給者の方でその部分の瑕疵が「構造耐力に影響を及ぼさないこと」を立証しなければならない。

6 構造等に関わらない契約内容に反する瑕疵

建物の形状やインテリアなど構造耐力に関わらない部分で、契約書等と現物完成した仕事の目的物の間に差異が生じた場合も瑕疵となる。

この場合、構造耐力に関わらない部分のため、品確法は適用されないが、図面等と現物完成した仕事の目的物との間に有意な差異がある場合には契約上予定した性質を欠いているのであるから瑕疵となる。

ただ建物は現場における一品製作のものであるから、極めて軽微な差異は瑕疵にあたらないであろうし、構造耐力に関わらない瑕疵の場合、一般論としては高額な賠償とはなりにくい。

7 通常有すべき性能を欠く瑕疵

契約書や図面において明示されていなくても、社会通念上、通常有すべき性能、品質を備えないことも瑕疵となる。

技術的進歩や社会通念の変化によって、「通常有すべき性能・品質」は、時代とともに変遷することが多い。耐震性能、省エネ性能、遮音性能なども、「通常有すべき性能・品質」が向上しており、特に東日本大震災を経た現在では、耐震性能や液状化対策の面で顕著である。

8 売買契約における瑕疵担保責任の法的性質

「売買の目的物」に「隠れた瑕疵」があったときは、売主は瑕疵担保責任を負う（民法 570 条）。

ここで「隠れた」とは、買主が瑕疵の存在について知らず、知ら

ないことについて過失がないことを意味する。

木材の売買も、売買契約であるから、木材に「隠れた瑕疵」があったときは、木材業者は瑕疵担保責任を負う事となる。

逆を言えば、「隠れた瑕疵」がなければ、瑕疵担保責任を負うことはない。

しかし、「1 民法改正」で述べたように民法改正後には、「隠れた瑕疵」の要件は削除されるため、注意が必要である。

売主の瑕疵担保責任は、無過失責任であるが、民法改正後は、売主に帰責事由がない場合には、損害賠償はできなくなり、かわりに代金減額請求しかできなくなる。

9 売買契約における瑕疵担保責任の内容

これは、木材業者関係の事件を取り扱うときに、最も意識する点である。

工務店側は、加工ミスや不足部材については、木材業者やプレカット工場のミスと捉える。

そして、どの業界にも不良業者は存在し、造り手のなかには理不尽な要求をしてくるケースもある。以下に例を挙げる。

10 具体例

- (1) プレカット加工のミスを見つけた大工から、そのことに対して非常識な代償を求められる例。
- (2) 木材業者のミスで上棟遅れが発生したとして、工務店側から大工キープ料などの費用負担を必要以上に求められる例。
- (3) 工務店のチェックミスであるにもかかわらず大工手直し料を請求される例。

11 損害賠償の範囲

目的物に隠れた瑕疵がある場合、買主は、損害賠償請求をすることができる。

その範囲は、信頼利益に限られ、履行利益は含まれないとされていたが、今回の民法改正にて「瑕疵」が「契約不適合」となるため、履行利益も含まれることとなる可能性が高い。

しかし、実務上、信頼利益と履行利益は、境目が曖昧な部分があり、これはこっち、というようには判然としていないため、実際の影響は少ないと考えられる。

ちなみに、信頼利益では、瑕疵がない物の引渡しを受けることを信頼したことによって生じた費用について、履行利益では、瑕疵のない完全な物の引渡しによって受ける利益について、損害賠償の範囲に含まれることになる。

参考として、売買目的物購入に要した調査・鑑定費用、登記費用（東京高判昭和 62 年 6 月 30 日）、また、瑕疵が存した部分について支払われた代金と瑕疵があるゆえの当該部分の価格との差額（東京地判昭和 58 年 2 月 14 日）、買主が転売先に支払った損害賠償額（札幌高判昭和 39 年 11 月 28 日）という交換価値減少分についても、信頼利益と表現されている点には注意が必要である。

いずれにせよ、社会通念上あまりにも不当な請求を認める裁判例はなく、民法改正後にもそのスタンスは変わらないだろう。

第 2 章

木材の産地偽装と法的責任

11 損害賠償の範囲

目的物に隠れた瑕疵がある場合、買主は、損害賠償請求をすることができる。

その範囲は、信頼利益に限られ、履行利益は含まれないとされていたが、今回の民法改正にて「瑕疵」が「契約不適合」となるため、履行利益も含まれることとなる可能性が高い。

しかし、実務上、信頼利益と履行利益は、境目が曖昧な部分があり、これはこっち、というようには判然としていないため、実際の影響は少ないと考えられる。

ちなみに、信頼利益では、瑕疵がない物の引渡しを受けることを信頼したことによって生じた費用について、履行利益では、瑕疵のない完全な物の引渡しによって受ける利益について、損害賠償の範囲に含まれることになる。

参考として、売買目的物購入に要した調査・鑑定費用、登記費用（東京高判昭和 62 年 6 月 30 日）、また、瑕疵が存した部分について支払われた代金と瑕疵があるゆえの当該部分の価格との差額（東京地判昭和 58 年 2 月 14 日）、買主が転売先に支払った損害賠償額（札幌高判昭和 39 年 11 月 28 日）という交換価値減少分についても、信頼利益と表現されている点には注意が必要である。

いずれにせよ、社会通念上あまりにも不当な請求を認める裁判例はなく、民法改正後にもそのスタンスは変わらないだろう。

第2章

木材の産地偽装と法的責任

1 浮き彫りになる産地の偽装表示

近年、様々な商品の偽装表示が問題となっている。偽装表示とは、事業者が自らの商品やサービスに関する表示を偽ることをいう。たとえば、牛挽肉として販売していたものに豚肉・鶏肉が混入していた事件や、大手ホテルや百貨店のレストランがメニューに表示していたものと違う産地や種類の食材を使用していた事件といった、食品の原産地や品質を偽る表示が挙げられる。他にも、カシミア以外の毛も含まれているマフラーに「カシミア 100%」の表示をした事件のように、商品の品質を実際のものよりも優れたものとして宣伝する表示も挙げられる。

不正な利益を得ようとして意図的に偽装を行う場合はもちろん、不注意で虚偽の表示や誤解を招く表示をしてしまった場合でも、長年かけて築いてきた取引先や消費者からの信頼を失ってしまう結果になりかねない。実際に、偽装が発覚したことが原因で、倒産に至った企業もある。

2 木材業界での産地偽装

木材業界における偽装表示、特に産地偽装はどうだろうか。木材の産地表示は、トレーサビリティがしっかりしたもの以外は、はっきりと表示がなされていないのが現状である。これはどういうことか。木材の流通は、森林から伐り出した原木が、原木市場で買い付けられ、製材され、さらに工務店がそれを仕入れて最終的に住宅が建てられる、といった過程を追う。その中で、木材に製材地の名称が付けられることがあるため、実際の生育地と表示が異なることになってしまうのである。ということは、実際の原産地が表示されていないこととなり、産地偽装になってしまう恐れがある。

木材は、食品のように消費者の口に入るものではないし、素人目には産地を判別できないといった事情から、木材の産地偽装が問題となったことはあまり聞かない。しかし、木材業界の慣習として別の産地から良い木材を買い付け、自分の産地の名称を付けて販売するというのが往々にしてあるという。品質的には問題ないなら良いのではないかと感じるかもしれないが、どうあがいても産地偽装であることに注意してほしい。

ひどい場合には、無名な産地の木材をブランド木材として販売するために、有名産地の業者が意図的に無名木材を買い付けるということまであるらしい。このように、産地の偽装は木材業界にも存在しているのだ。

しかし、そういった状況のままでよいのだろうか。木材の産地偽装が問題として大々的に取り上げられてしまってからでは、遅いのではないかと。社会的信用を失ってしまうほかにも、様々な法的責任を負うことになってしまうのである。

3 木材の産地偽装における法的責任

産地を偽装して木材を販売すること及び、その木材を使って住宅を建てることによって、木材業者、工務店に、どのような法的責任が発生するだろうか。

問題となりうる①民法、②刑法、③不正競争防止法、④消費者契約法、⑤不当景品及び不当表示防止法、⑥地理的表示保護制度（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）の6つについて検討する。

▶ ①民法

産地偽装の木材を木材業者が販売し、その木材で工務店が家を建てて、施主ともめてしまった場合、民事訴訟にもつれ込む可能性がある。

ア 工務店の責任

工務店が住宅を建築する際に、産地偽装の木材を使用していた場合は、施主からどのような請求がなされるだろうか。

この場合、偽装木材を使ったことが、瑕疵（改正民法においては、契約不適合）にあたるか否かが問題となる。使用する木材について特に取り決めがなければ、瑕疵（契約不適合）ではない。しかし、施主がブランド木材で建てることを望んでいたなど、ブランド木材で住宅を建てるのが請負契約の内容に含まれていた場合には、瑕疵（契約不適合）となる可能性が高い。そうすると、施主から請負契約の瑕疵担保責任（契約不適合）に基づく損害賠償請求、修補請求、未履行部分の契約の解除（民法改正後は、追完請求、修補請求、代替物の引渡請求、代金減額請求が加わる）の請求をされる可能性がある。

「追完請求、修補請求、代替物の引渡請求」とは、端的に言えば、もともとブランド木材を使う予定だったのだから、実際にその木材に交換せよということ、「代金減額請求」とは、請負代金を、ブランド木材を使用した場合と、一般的な木材を使用した場合の差額分減額せよということである。

他にも、施主が、ブランド木材を使用することに意義があるということをも前提として、契約をしていた場合、木材がブランド木材でないと判明した時点で、契約自体が錯誤無効であるとされる可能性もある（民法95条）。

イ 木材業者の責任

施主が、こだわりのある方で、木材を木材業者から直接購入し、その木材が、産地偽装のものであった場合、木材業者は、工務店同様に売買契約の瑕疵担保責任（契約不適合）に基づく、損害賠償請求、契約の解除（民法改正後は、追完請求、修補請求、代替物の引渡請求、代金減額請求が加わる）の請求をされる可能性がある。また、錯誤

無効を主張される可能性も同様にある。

工務店が、ブランド木材を使って建築しようとしていたのに、木材業者が偽装表示をして一般的な木材を販売した場合にも、工務店から売買契約の瑕疵担保責任（契約不適合）に基づく損害賠償請求、契約の解除（民法改正後は、追完請求、修補請求、代替物の引渡請求、代金減額請求が加わる）の請求をされる可能性がある。

➤ ②刑法

不当に利益を得る意図で、木材業者が一般的な木材をブランド木材として販売した場合、詐欺罪（刑法246条1項）に該当する可能性がある。

これと同様、工務店が一般的な木材しか使っていないのにブランド木材の家だといって請負契約した場合にも、詐欺罪（刑法246条1項）に該当する可能性がある。

➤ ③不正競争防止法

原産地や品質などを誤認させる偽装表示をした場合は、木材業者にせよ工務店にせよ、その偽装表示が不正競争防止法における「誤認惹起行為」に該当し、規制対象となりうる（不正競争防止法2条1項13号）。

ア 民事上の問題

木材業者（工務店）が、本当は「××杉」を使っているのに、「〇〇杉」（を使用した家）と表示して販売した場合、同じ「〇〇杉」（を使用した家）を販売する競争関係にある業者が、営業上の利益を侵害されたとして販売の差止請求や損害賠償請求をしてくる可能性がある（同法3条、4条）。

具体例として、説明書に「世界のヘアピンコレクション」等と記載し、かつ、ヘアピンの箱に各国の国旗を貼り付けて、それら

のヘアピンがその国旗の国で製造されたかのように表示して販売したことは、商品の原産地を誤認させるものであるとされ、そのヘアピンが販売差止となった事例がある（大阪地裁平成8年9月26日判決）。

イ 刑事上の問題

虚偽表示（産地偽装）により誤認惹起行為をした場合、企業の代表者などそれに関与した者は、逮捕され、裁判にかけられ、刑事罰を科される可能性がある（5年以下の懲役または500万円以下の罰金（もしくはこれらの両方）に処される（同法21条2項1号））。

また、誤認惹起行為を行った企業（法人）に対しても、高額の罰金が科される可能性がある（3億円以下の罰金刑（同法22条1項））。

具体例として、中国産うなぎ蒲焼を「愛知県三河一色産うなぎ蒲焼」、「原料原産地・愛知県（三河一色産）」等と印刷された段ボール箱に梱包し、あたかも中国産うなぎ蒲焼が愛知県三河一色産のうなぎ蒲焼であるかのように表記して、商品の原産地について誤認させるような表示をして販売した事件がある。この事件では、代表者や役員等は懲役2年6か月（なお、懲役刑については執行猶予4年となっている）と罰金刑については、各人の犯情に応じて200万円から400万円の罰金刑が、法人（企業）は、各社の犯情に応じて500万円から1000万円の罰金刑の有罪判決が出されている（神戸地裁平成21年4月27日判決）。

▶ ④消費者契約法

工務店が、住宅建築に使用する木材について有名産地のブランド木材を使うといった条件で住宅建築の請負契約の宣伝、勧誘、説明をし、施主と住宅建築の請負契約を締結した。しかし、実際に使用する木材は、一般的な木材であったとする。

この場合、事業者である工務店が、消費者である施主に、現実と

は違う嘘の説明をしたことによって（不実の告知）、施主がブランド木材で建築してくれると誤った認識をして契約をしたこととなる。そして、ブランド木材を使用することが、重要事項と認められれば、施主の請求によって契約が取り消されてしまう（消費者契約法4条1項1号）。

また、こういった消費者を誤認させる行為をしている、またはするおそれのある工務店は、適格消費者団体からその行為の差止めを請求されるおそれがある（同法12条1項）。

事業者である木材業者が、消費者である施主等に直接木材を販売する場合にも、同様の責任が発生する。

▶ ⑤不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

事業者である木材業者や工務店が、一般的な木材（を使用した住宅）を、ブランド木材（を使用した住宅）と表示して販売するなど、品質や原産地を著しく優良であると誤認させる表示をした場合、不当表示とみなされる（景品表示法4条1項1号）。

消費者庁は、消費者からの申告などを受け、不当表示の疑いがある場合には、調査をする。

調査の結果、違反が認められた場合には、消費者庁から違反行為を差し止めることや、これからの違反行為を防止するために必要な措置をせよといった内容の措置命令がなされる可能性がある（景品表示法6条）。この措置命令に従わなかった場合、事業者の代表者には、2年以下の懲役刑または300万円以下の罰金刑（もしくはその両方）が科されることとなり（同法16条）、事業者（法人）には3億円以下の罰金刑が科されてしまう（同法18条）。

また、事業者には、表示を適正に管理するために必要な体制の整備などを行うことが義務付けられており（同7条）、これを怠ると、消費者庁から指導・助言がされ（同法8条）、それに従わなければ

勧告がされ（同法8条の2第1項）、さらにこれにも従わない場合、名前を公表されてしまう（同法8条の2第2項）。

ほかに、適格消費者団体から違反行為の差止請求をされることもありえる（同法10条）。

▶ ⑥特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）

ア 制度の概要

これは、平成27年6月1日に施行された新しい法律である。この法律は、農林水産物の名称保護の制度を確立し、農林水産業や生産業者の保護、産業の発展、需要者の利益を図ることが目的の法律である（地理的表示法1条）。

この法律では、農林水産物のうち、特定の場所、地域、国で生産され、品質や評価その他の確立した特性が、主にその生産地と結びついているものを「特定農林水産物等」と定義する（同法2条2項）。そして、その特定農林水産物等の名称の表示である「地理的表示」（同法2条3項）を保護するために、生産・加工業者の団体（生産者団体）は、知的財産権として農林水産大臣の登録を受けることができる（同法6条）。要するに、地域の農林水産物を保護し、ブランド化を促進する法律である。

登録されると、原則として、登録団体の構成員である生産業者がその生産物の譲受人だけが、登録された生産地の地理的表示をすることができる（同法3条1項）。また、地理的表示をする際には、登録標章（統一マーク）を付さなければならない（同法4条1項）。

イ 罰則

登録をした生産者団体の構成員でない者が、生産物に地理的表示を勝手に付けていた場合や、構成員であっても基準に満たない生産物に地理的表示を付けていた場合、農林水産大臣は「地理的表示またはこれに類似する表示の除去または抹消」を求める措置命令がで

きる（同法5条1号）。これに違反すると個人であれば5年以下の懲役または500万円以下の罰金（同法28条）、法人には3億円以下の罰金（同法32条1項1号）の刑罰を科される可能性がある。

また、地理的表示のための登録標章（統一マーク）を不正使用した場合には、個人であれば3年以下の懲役または300万円以下の罰金（同法29条）、法人には1億円以下の罰金（同法32条1項2号）の刑罰を科される可能性がある。

ウ 木材・建築業界への影響

施行令には、登録の対象の特定農林水産物になりうる、食品以外の「農林水産物」（同法2条1項3号）に木材、竹材も含まれることが明記されている。そのため、木材・建築業界も無関係ではない。

特定の地域の、確立した特性を持つ木材が、「〇〇檜」といった名称で登録できる可能性がある。そこで「××檜」を「〇〇檜」として産地を偽装して販売した場合はどうなるだろうか。先に述べたように、生産者団体以外の者がその表示したり、生産者団体の構成員でも基準に満たないものにその表示をした場合には、農林水産大臣から措置命令がなされ、それに従わなければ処罰される可能性がある。

また、工務店が「〇〇檜」を購入して、住宅等を建築するのであれば、特定農林水産物の譲受人にあたり、「〇〇檜」の表示をしても問題ない（同法3条1項）。しかし、『「〇〇檜」の家』といった表示で住宅を建築、販売しているにもかかわらず、実際は「××檜」を使っていたという場合には、木材の販売同様に、措置命令がなされ、従わなければ処罰される可能性がある。

以上のような規定によって、産地表示が適正化され、特徴ある木材の保護が適切になされることが期待されている。

4 木質バイオマスと木材の由来の表示

▶(1) 木質バイオマスとは

資源の循環的、効率的利用を進め、環境への負荷の少ない社会を築いていくために、近年、「木質バイオマス」の利用が非常に注目されている。バイオマスとは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことを呼ぶ。そして、そのバイオマスの中で、木材由来のものを木質バイオマスと呼ぶ。

この木質バイオマスには、未利用の間伐材や樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類が含まれる。

これを何に使うのかというと、小さなチップやペレットに加工し、燃料とするのである。その熱エネルギーで、発電をしたり、暖房としたりといった利用をする。特に、バイオマスを含む、再生可能エネルギーによって発生した電力の買取制度が注目されている。

▶(2) 木質バイオマス発電と電力買取制度

この木質バイオマスがなぜ、産地偽装と関連するのか。木質バイオマスによって発電し、電力を買い取ってもらう場合、燃料としたチップが何に由来するかによって買取価格が大きく変わってしまう。

間伐材等由来の木質バイオマスで 32 円＋税 / 1kW (但し、2000kW 以上の場合)、一般木質バイオマス (工場端材等) で 24 円＋税 / 1kW、建設資材廃棄物 (リサイクル木材) で 13 円＋税 / 1kW となっている (平成 27 年度時点)。この値段で買い取ってもらうためには、木質バイオマスの由来 (出所とチップ加工した時点)

を示す証明書を必要とする (林野庁の発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン参照)。この証明書がなければ、たとえ間伐材等由来の木質バイオマスでも、一番安い建設資材廃棄物によって発電した電力としてしか買い取ってもらえないのである。

このように、木質バイオマスにおいてもその由来の表示は重要となっている。